

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会
フードスペシャリスト資格規程

(総則)

第1条 この規程は、フードスペシャリスト資格に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 フードスペシャリストとは、食に関する専門的、総合的知識と技術を有し、食についての的確なる情報を提供することを専門とする者をいう。

(基本要件)

第3条 フードスペシャリスト資格は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」という。）が認定するフードスペシャリスト養成機関（以下「養成機関」という。）を卒業した者でなければ取得することができない。

(修得単位)

第4条 フードスペシャリストの資格を得ようとする者は、養成機関の正規の課程において、次に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

授 業 科 目	最低単位数
フードスペシャリスト論（食品表示を含む）	2
食品の官能評価・鑑別論（統計処理を含む）	2
食物学（食品学、食品加工学、食品貯蔵・流通技術論、食品機能学等）に関する科目	5
食品の安全性（食品衛生、食中毒、有害物質、食品添加物、水質等）に関する科目	2
調理学（調理科学を含む）に関する科目	4
栄養と健康に関する科目	2
食品流通・消費に関する科目 （フードマーケティングを含む）	2
フードコーディネータ論	2

2 第1項に規定する授業科目の授業の方法及び単位数の計算方法は、次に定める場合を除き、大学設置基準・短期大学設置基準に定めるところによる。

食品の官能評価・鑑別論	次のいずれかを含む授業が行われること。 (1) 演習 2 単位以上 (2) 講義 2 単位以上及び演習 1 単位以上 (3) 講義 1 単位以上及び実験もしくは実習 1 単位以上 講義にあつては 15 時間、演習にあつては 30 時間、実験及び実習にあつては 45 時間の授業をもって 1 単位とすること。
食物学に関する科目	講義 4 単位以上及び実験又は実習 1 単位以上を含む授業が行われること。
調理学に関する科目	講義 2 単位以上及び実験又は実習 2 単位以上を含む授業が行われること。

- 3 第 1 項に規定する授業科目の単位は、養成機関の科目等履修生としても修得することができる。

(フードスペシャリスト資格認定試験)

第 5 条 フードスペシャリスト資格認定試験（以下「認定試験」という。）は、毎年度、協会主催により養成機関において、原則として 12 月の第 3 日曜日に実施する。

- 2 認定試験は、次の各号の資格区分ごとに行う。

- (1) フードスペシャリスト資格
- (2) 専門フードスペシャリスト（食品開発）資格
- (3) 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格

- 3 認定試験の受験資格は、次の者に与える。但し、前項第 2 号及び第 3 号の認定試験の受験資格は、同項第 1 号の認定試験の受験者又は合格者に与えるものとする。

- 一 養成機関の最終年次に在籍する学生
- 二 4 年制大学である養成機関の第 3 年次に在籍する学生であつて前条に定める授業科目の単位の全てを第 3 年次中に修得すると見込まれる者
- 三 養成機関を卒業しており、かつ、前条に定める授業科目の単位の全てを修得済あるいは修得見込である者

- 4 認定試験の受験申請は、養成機関の在籍者にあつてはその養成機関が属する教育機関を経由して、また養成機関を卒業した非在籍者にあつては直接協会に行うものとする。

- 5 認定試験の実施要領は、別に定める。

(受験料)

第 5 条の 2 認定試験の受験料は、前条第 2 項の区分ごとに受験者 1 名につき次の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) フードスペシャリスト資格 | 4,000 円 |
| (2) 専門フードスペシャリスト（食品開発）資格 | 2,000 円 |
| (3) 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格 | 2,000 円 |

2 養成機関の非在籍者にあつては、受験料のほか受験票や合否結果等の送付に要する連絡通信費として、受験者1名につき500円を協会に納付するものとする。

（フードスペシャリスト資格認定証）

第6条 第3条及び第4条に定める要件を満たし、第5条第1項及び第2項に定める認定試験に合格した者は、フードスペシャリスト資格認定証（以下「認定証」という）の交付を申請することができる。

2 認定証の交付手続き及び様式は、別に定める。

（規程の変更）

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

この規程は、平成19年4月24日から施行する。

平成19年11月12日の改正後の規程は、改正の日から施行する。

平成20年1月22日の改正後の規程は、改正の日から施行する。

平成20年5月14日の改正後の規程は、改正の日から施行する。但し、第5条第2項に規定する認定試験受験資格及び第6条第1項に規定する認定証交付申請資格の適用にあつては、養成機関の正規の教育課程（フードスペシャリスト養成機関認定に関する規程附則但し書きに基づき存続の承認を受けた教育課程に限る。）で修得した第4条第1項に規定する授業科目の単位は、改正後の同条第2項の規定に即して修得したものとみなす。

平成23年2月9日の改正後の規程は、改正の日から施行する。

平成25年2月12日の改正後の規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

平成26年2月13日の改正後の規程は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年5月8日の改正後の規程は、改正の日から施行する。